

平安中期の中央政権と地方武士の「叛逆」

フライデー カール

【キーワード】 平安 武士 反乱 国家 平忠常 平将門

【要旨】

平安時代に東国武士の現状に対する怨望が何度も噴火した。その最も有名で、最も劇的な事件は、939年に始まった「平将門の乱」と1028年に始まった「平忠常の乱」であろう。従来、多くの歴史家は、これらの事件を武家支配を先駆けた治承・寿永内乱、承久の乱、南北朝の動乱等の初期の前兆とみなした。しかし、より詳細に考察すれば、「平将門の乱」と「平忠常の乱」の両方共、平安政治形態を特徴づけた都の貴族と地方豪族の間の相互作用、その求心力と遠心力とのバランスのダイナミズムを鮮明に表していて、異常な激動の時にも、中央が力を如何に保持していたかを明示している。

従来の定説によれば、平安中期「武士」という軍事化された在地領主階級が発生し、瞬く間に歴史の進展の推進力になった。王朝国家支配に束縛されながら、広範な「封建的」ネットワークを組み立て、10世紀半ばまでに彼らが地方の、そして12世紀末までには全国の支配を完全に手に入れ、古代から中世への政治形態の移行を生じさせた。

この種の出沒奇抜な視点の幽霊は、いまだ教科書や一般読者向けの本に奇妙な存在感を保持し続けているが、専門家からは、半世紀前から単純論として破棄されている。今日の歴史家は、地方や都社会の一部の軍事化を、地方における土地所有と自治の進化の原因ではなく、対応する合同的な現象とみなす。そして、平安中、後期の政権と社会、及び経済序列を地方豪族と中央の公家の間の相互作用や相互依存と、求心力と遠心力のバランスの観点から分析し、この時代を複数の段階的かつ質的な社会進化として解説する。

平安時代に、地方での支配、土地所有、法執行メカニズムに大きな変化が起きた。10世紀と11世紀、朝廷は、地方豪族との個人の関係や個人的資源に頼った新しいアジェンダを作成し、「王朝国家」と呼ばれる新体制によって律令国家の根本の社会的、政治的、経済的階層を保ちながら、地方の管理者の行動の自由と利益の機会を拡大した。同時に、軍事・警察制度の同様な進化が私的な軍事ネットワークに構成され個人的に訓練、装備された武者による国家の軍事資源の事実上の独占を許した。

しかし、この段取りは、朝廷支配の差し迫った崩壊を示すどころか、地方の野心を操作して、中央政権を保存したり延長したり、更に多くの点で強化したりし

た。つまり、王朝国家のこの新しい中央・地方関係は、最終的に武家政権を可能にした状況を生んだとは言え、これまで言われてきたようには、武士支配への容赦ない行進における第一歩だったわけではない。

平安時代を通して、武士や他の地方豪族は都の公家と同じ程度に朝廷中心の社会政治階層に統合され、依存していた。地方豪族は、政治的および経済的権利や武力の使用を認可する中央から派生した肩書や役職を貰う為に互に対抗させられ、競争させられた。尤も、中央の鎖の制約に憤慨した地方豪族が少なからずいたが、朝廷との協力が成功へのより確実な経路だと容易に説得される類はより大勢であった。したがって、武士が支配する中世世界は、12世紀末にも、未だ想像も不可能な幻であった。

平安時代に東国武士の現状に対する怨望が何度も噴火した。その最も有名で、最も劇的な事件は、939年に始まった「平将門の乱」と1028年に始まった「平忠常の乱」であろう。将門の暴動は本人が自分を「新皇」と宣言してピークに達し、忠常はそこまで拡大しなかったが、彼が房総半島の国を3年間程占領して、その地域の多くが廃墟化した。

従来、多くの歴史家は、かつてこれらの事件を武家支配を先駆けた治承・寿永内乱、承久の乱、南北朝の動乱等の初期の前兆とみなした。が、より詳細に考察すれば、彼らの暴動を取り巻くドラマが示唆するのは裏腹に、将門と忠常の両方の経歴と状況は、実は平安政体の構造と固有の安定性を明らかにしていると分かる。両方の「反乱」で対立した両側の主要なプレーヤー達は、誰も革命的な封建支配領主になりそうな存在ではなく、中央と地方の間のギャップを埋めた存在であった。

「平将門の乱」と「平忠常の乱」の両方共、平安政治形態を特徴づけた都の貴族と地方豪族の間の相互作用、その求心力と遠心力とのバランスのダイナミズムを鮮明に表していて、異常な激動の時にも、中央が力を如何に保持していたかを明示している。それ故、こうした「謀反」は、詳細に考察する価値がある⁽¹⁾。

都と地方

律令国家の多くの機関や手順と同様、地方支配の為の規定は、理想と希望的観測と現実主義との妥協の混交から生まれた。そうした規定は、とりわけ都の貴族の為に収益の生産や集中制御を行うことを意図し、地方は、全体として、朝廷

(1) 「将門の乱」と「忠常の乱」についてのより詳細な説明の為に、Karl Friday 『First Samurai: the Life & Legend of the Warrior Rebel Taira Masakado』 John Wiley & Sons, 2008年と、同著者「Lordship Interdicted: Taira Tadatsune & the Limited Horizons of Warrior Ambition」Mikael Adolphson と Edward Kamens と Stacie Matsumoto 編、『Centers & Peripheries in Heian Japan』 University of Hawaii Press、2007年参照。

(つまり、天皇家や公家や寺院・神宮)が領主として機能する領地^{マナー}として想定された⁽²⁾。9から10世紀には、こうした物事の適切な順序と基本的な概念は大きく変わらなかったが、朝廷のプライオリティが根本的に変化した。つまり、中央の直接的監督の声高な断定から、中央の権威を維持しながらも、日常的な支配の仕事の責任が国司に委任されるように進化した。

結果として、地方での土地所有、徴税制度および社会構造は、徐々に律令の文面通りの実行から離れ、新しい在地主階級が現れ、益々地方で生産される収益の拡大する部分を受領していった。しかしそれにもかかわらず、中央と地方の間の結びつきは、薄くなるどころか、より強くなった。

この不思議な遠心性と求心性を混成する進展は、中央貴族と地方豪族の富と権力の構成についての各々の概念の根本的な差異の反映であった。即ち、貴族は富というものを収集された米や製品の観点から、更に権力を間接監督の観点から理解していたのに対して、地方豪族は両方を生産資源、つまり土地と農民、を実践的な直接の支配力と認めた。土地からの利益の分け前を与えられる限り、地方豪族は中央権威を黙認し、最終的な所有にではなく農作の経営陣としての役割や年貢と加地子などの徴収に集中することで満足していた。こうした展望と目標の格差が朝廷と国司や在地領主の間で進化していく和解の一連の基礎として役立った⁽³⁾。

平安中期から、従来の在地豪族国司そして朝廷の「諸院諸宮王臣家」との間の富と影響力をめぐる競争によって地方支配は益々攪乱されていった⁽⁴⁾。この競争の軸は、「受領」という地方政府の役職への任命を中心にキャリアを積んだ中堅の宮廷貴族であった。受領は高尚な公卿との同盟関係を築き、継続的なポストの継承を確保した。しかし同時に、国司への任命の役得と権力や朝廷との関係を通して、彼らは任国に土地所有を設立し、任期満了後も国の資源を活用し続けることができた。8世紀末ごろから地方でトラブルを起こす「秩満任の人と王臣子孫之従」に関する苦情や文句を中央政府が盛んに出している⁽⁵⁾。こうした人たちは「管内に留住し、農商を妨げしたり、百姓を侵魚したりし、巧奸利の謀を為」した⁽⁶⁾。こうした傾向は広範かつ永続的であった。

(2) Dana Robert Morris 「“Land and Society” Donald H. Shively と William McCullough 編『Cambridge History of Japan, Vol. 2, Heian Japan』Cambridge University Press、1999年参照。

(3) Cornelius J. Kiley 「Provincial Administration and Land Tenure in Early Heian」 Donald H. Shively と William McCullough 編『Cambridge History of Japan, Vol. 2, Heian Japan』Cambridge University Press、1999年参照。

(4) 『類聚三代格』寛平8年4月2日太政官符（後編606頁）。

(5) 『類聚三代格』寛平3年9月11日太政官符（後編620～621頁）。

(6) 『類聚三代格』寛平7年11月7日太政官符（後編619～620頁）。

中央貴族の地方での「土着」という慣行は、よく知られた平安時代の現象であるが、この用語で表すと、少し誤解を招く。実際には、首都での生活を完全に放棄して地方に引っ越してしまう中央貴族は殆どいなかった。代表的な「土着国司」は、国々の豪族と結婚などの連合を結び、地方に点在する収入源の土地を所有しながら、同時に首都にも自宅を持ち、地方の事業からの利益をそこに送った。解任国司や一族の各々の土着の程度には違いがあり、地方の生活に徹底的に取り組むようになった者もあったが、殆どは首都との関係を維持するように努力していた。朝廷から完全に関係を切れれば、自分と家の政治的及び社会的地位を維持する為に必要な国司などの官職任命や公卿との繋がりから自分を切り離すことになってしまうので、こうするより他に選択肢はなかった。受領と彼等の家にとって、平安京は、地方の事業活動を可能にする不可欠な人的・物的資源の源泉であり、国々から持ち込んだ商品の市場でもあった⁽⁷⁾。

暴動の発端

将門と忠常は、東国に「土着」した受領の家の典型的な子孫であった。つまり、彼らは地方で影響力を得、富を増やす為に、血統、朝廷とのつながり、そして軍事資源を搾り取り、時としては国司でもあった⁽⁸⁾。そうした活動は必然的に彼らを国衙との競争に追いやった。

将門は陸奥の鎮守府将軍であった平良将の3男であった⁽⁹⁾。若者のとき、都で、将来摂政と太政大臣になる藤原忠平の家司になり、藏人所に属す衛兵隊である滝口にも努めた。しかし、この強力な後援者にもかかわらず、官位も取得せず、官司にもならず、父の死後、931年又はその直前に下総に戻った⁽¹⁰⁾。

忠常は上総、下総、武蔵、と相模の在地領主で、幾ばくかの成功を収めた受領であった。乱前の生活は、甚だ不明であるが、中堅官位まで登り、上総介や下総権介、武蔵押領使を務めた。1020年代半ばに下総を本拠に勢力を伸ばしていたが、

(7) 保立道久「古代末期の東国と留住貴族」『中世東国氏の研究』東京大学出版会、1988年、森田悌『受領』教育社、1978年、高橋昌明『清盛以前』平凡社、1984年参照。

(8) 正確に言うと、将門は国司としての任命がなく、「国司志望者」に過ぎなかった。しかし、彼の家は確かに土着武士の典型例であった。父の良将は鎮守府将軍と下総の国衙の経歴があり、下総の相馬郡の郡司の娘と結婚し、豊田郡に自宅を持った。将門はそれを受け継いだ。青木重數『平ら将門：草原の野火』新人物往来社、1996年、北山茂夫『平将門』朝日新聞社1993年、参照。

(9) 『将門紀』、『今昔物語集』と『扶桑略記』には将門の父親は「良持」と言うが、『尊卑文脈』には「良将」と言う。

(10) 将門と忠平の関係が『将門紀』に語られ、歴史家の大部分がそれを事実として認める。但し、忠平の日記の『貞信公記』を含めて、彼らの関係を裏付ける史料がない為に、疑問の余地がある。

都にも自宅を維持して、当時の内大臣藤原教道と君臣関係があった。

将門のトラブルは、935年2月上旬に源護という常陸の武士による待伏せ事件から始まった。護の将門に対する恨みの原因は不明であるが、武力で追求する決意は、複雑で重大な一連の出来事を引き起こし、親戚や義理の親戚との益々エスカレートした一連の争いに将門を巻き込んでいった。しかし重要な事に、戦乱の最初の4年間を通して、将門は法の恩恵の範囲内にとどまる為に苦勞した。例えば、936年6月に伯父の平良兼が下野の国衛の辺で将門を攻撃してのち国衛に避難した際、将門は良兼を追跡して、官庁と当局を攻撃する犯罪を犯すよりはむしろ、撤退する方を選んだ。936年9月に、将門は、護によって提起された告訴に応じて出された都への出頭召喚状を受け取った。直ちに京都に上り、検非違使庁で自分の弁解をし、容疑が晴れて無罪となった。937年11月5日に太政官は、良兼と護など「凡そ常陸の国の敵等を将門に追捕すべき官符」を武蔵・安房・上総・常陸・下野の各々の国衛に出した⁽¹¹⁾。

それにも関わらず、武蔵の国司と郡司の間の争いに関連しての拙い判断と不運の為に、遂に将門の法的状況は逆転した。将門は、何らかの理由でその争いに介入することを決め、結果939年11月に常陸の国衛を占領した。この行動をきっかけに、将門は次々と下野、上野、常陸、上総、安房、相模、伊豆、と下総の国衛も占拠し、それらの国司は捕虜にされるか、逃げ出した。

「忠常の乱」は1028年初頭に、安房の国衛を攻撃して国守を焼き殺した事件から始まった。彼の目的を示す証拠はないが、この襲撃の状況は、939年に将門が常陸国衛を攻撃した状況とは明確に異なっていた。将門は少なくともある程度、疎遠な親族である平貞盛を悩ます為に常陸に侵入したようであるが、忠常と安房の国守の間に家族的な繋がりがあるという証拠、又は忠常の家と競争していた親戚が当時房総半島の主要な土地所有者であった証拠は全くない。しかも、将門は935年の野本合戦以前、概ね平和に暮らしていたようであるが、忠常の安房国衛襲撃は、何十年にもわたる法外な自己拡大のキャリアの中で、それまで最もひどいエピソードだったようである。

戦略と狙い

しかし、将門も忠常も中央政府の権威に故意に反抗していなかった。少なくとも最初はそうした反抗する志向がなかった。彼らの恨みは明らかに国体へのものではなく、親族や特定の郡司と国司、そして彼らの部下や政策へのものであった。それゆえ、大変興味深くそして重要なことは、将門も忠常にとっても、最初で、且つ最も永続的な本能的行為は、都にいる君主を通じて、国家との和解を求めることであった。この点で、彼らは、新秩序を求める革命家というよりも、親の忍

(11) 『将門紀』。

耐力の限界を試す少年に似ていた。

従来の定説によれば、将門の関東国衛の乗っ取りは全国支配への最初のステップであったと言う。しかしながら、その説を真剣に受け止めるのは難しいと思う。先ず、もしこの説が正しかったら、以前繰り返してきた朝廷の恩恵の下にへ還ろうとする行動とは劇的に相反する虚栄心と傲慢さを将門がはっきりした理由もなく急に発達させなければならなかったわけであろう。

将門の想定された逆罪で最も忌まわしいのは、彼が「新皇」という称号の引き受け、それに続いて新しい皇居の建設、そして新しい中央政府高官の指名をすることであろう。しかしながら、これらの出来事は『将門紀』やそれに基づく『今昔物語集』などの文学文献にしか現れない。940年に貴族を襲った狂乱と妄想に照らして、他の朝廷記録にこれらの公訴を見つけられないのは、非常に奇妙だと思う。将門が本当にこれらのことをしたかったのなら、或いは彼がその時にこれらのことをしたと信じられていたなら、政府の文書と公家の日記が確実にそれを記録し、咎めたはずである。

将門の目標と戦略を整理する為の最も興味深い証拠の中に、939年12月15日付の君主藤原忠平への手紙がある。この書簡は『将門紀』に全文引用されるが、忠平日記の「貞信公記」を含め、他の史料には言及されていない。が、概して本物だと信頼される。どちらにしろ、将門自身の立場から「乱」の解釈を述べる唯一の史料である⁽¹²⁾。

忠平に手紙を書いた将門の目的は、単に運命を嘆いたり、自分の弁解を記録し証明したりすることだったのかも知れないが、より高いのは、彼が交渉を求めている可能性である。実際、この書簡は交渉の立場を確立しようとしている印象が強い。

その中で、将門は、罪悪感の欠如、不当に悪意を持って敵によって名誉を毀損されていること、更に自分の法への忠実さを強調し、朝廷の権威に対する故意の反逆者ではなく、状況の犠牲者だと主張しながら、繰り返し忠平の「高察」や「推察」や「察し」を求めている。将門は最初に、常陸国衛の占領までの行動を排除又は消滅させ、それから残りの関東の国衛を掌握したことに對する罪を認める。次に、自分の（実際には忠平自身よりも輝かしい）血統と才能が権力の奪取を正当化することを「伏して照穆を案じ」、朝廷が彼に正当な敬意を払ってないと不平を言う。最後に、忠平との長い付き合いを思い出し、この関係から生じる自分の感情と義務感が変わっていないことを安心させ、忠平が彼の言葉と行動を注意深く検討するように頼み、謝罪、理解の為の嘆願、そしてすべてが見た目通

(12) 上横手雅敬『日本中世政治史研究』塙書房、1970年、福田豊彦『平将門の乱』岩波書店1981年、林陸太郎『史実平将門』新人物往来社、1975年、等参照。北山茂夫（『平将門』朝日新聞社、1993年）はこの手紙の信憑性を疑問視にする。

りではないというなぞめいた提案で終わる。

書簡は明らかに私利なので、ある程度懐疑的に読む必要がある。しかし、全体として、この手紙は、将門が中央政権とのすべての関係を放棄することをよしとしなかったという印象を伝えている。将門が天皇と宮廷を転覆させることを本当に意図していたら、なぜ態々こうした願書を書くのかを説明するのは難しい。しかも、将門の朝廷との唯一のコミュニケーションが彼の主君への手紙の形をとったことも重要である。もし彼が本当に自分を「新皇」又は関東の王にするつもりであったら、王室の宣言、天皇から大臣への勅、或いはある主権者から別の主権者へのピアツーピア（同僚同士）のコミュニケの形でメッセージを伝えた方が適切ではなからうか。忠平に向けての権威を現す卑劣な手紙の口調は「王になろうとした男」からの文書に場違いのようである。

忠常も同様に、二層戦略を追求し、トラブルから抜け出す為の交渉を試みたと同時に、在地での陣地を固め、彼の追討に派遣された官軍を回避したり阻止したりしようとした。安房国衝攻撃のニュースは、1028年の6月上旬までに首都に到着し、同月の5日に朝廷は忠常と彼の郎従の追捕を命じる宣旨を近隣の国々に出した。18日に、太政官は、遠征担当に、誰を追討使として派遣するかについての審議を開始した。議論は3日間続き、ついに平直方と中原成道に決まった⁽¹³⁾。

忠常はこれ聞いて、直ちに追討官符の取り消しを建言する書簡を携えた使者を派遣。1028年8月1日、つまり最初の追捕宣旨が発行されてから55日後、忠常の「従者」が入京し、その後彼の「郎等」が検非違使の別当と何らかの話し合いを始めたという噂が都で広まった。その夕方検非違使は忠常からの使者を逮捕し、尋問中、彼を「忠常の郎等の従者」と特定し、忠常が他に2人の使者を送ったと開示した。3日後、検非違使は、忠常の君主であった右大臣の藤原教道、中納言源師房と他2人宛の手紙を持っていた使者を逮捕した。現存の記録からは、教道が忠常の訴えに応じて、何かをしたとしても、それが何であったかは不明である。しかし、その後の出来事から、逮捕状を取り消そうとしなかったか、あるいは忠常の援助を求める努力が失敗したことが分かる⁽¹⁴⁾。

(13) 『小記目録』長元元年6月5日条、同18日条、同21日条、『百練抄』長元元年6月21日条、『左経記』長元元年6月21日条、『日本紀略』長元元年6月21日条。追討使という委任の選択は太政官が忠常の行為を朝廷の支配への挑戦ではなく単なる刑事問題と見なしたことを示す。追討使とその機能について、Karl F. Friday 『Hired Swords: the Rise of Private Warrior Power in Early Japan』Stanford University Press、1992年参照。

(14) 『左経記』長元元年8月1日条、同8月4日条、同12月19日条、同12月20日条、『小右記』長元元年8月1日条、同8月2日条、同8月4日条、同8月8日条、『春記』長久元年12月26日条、同12月28日。

その間に、忠常は、彼を征服する為に送られる追討使達との強硬戦の準備を整えた。残存の史料には、どちらの側の軍事的準備や行動について何も見当たらない。しかし、房総半島の荒廃に関する後の報告から、戦闘は残忍であり、1028年末から1030年の夏までほぼ継続していたに違いないことが示唆される。にも関わらず、忠常も追討軍も、他方に決定的な敗北を与えることができなかった⁽¹⁵⁾。

但し、忠常は直方を滅ぼす必要はなく、破壊されるのを避けるだけでよかった。彼は、閉鎖しやすい房総半島の全域に点在する追討軍の活動ベースや、半島の国衙の資源へのアクセスを拒否することで、直方に常陸と武蔵からの作戦を強いた。

安房国衙の襲撃から追討軍が京都を出発するまでの間に、忠常は房総半島全体に効果的な支配を確立し、1030年までこれを維持することができた。それにも関わらず、首都と半島間のつながりを断ち切らなかつた。例えば、暴動期間中、朝廷は3つの国すべてとの通信を送受信することができ、忠常は繰り返し都に使者を派遣した。もっと興味をそそるのは、上総の介が都に税物を送ることや、新任の国守が安房に旅して就任することさえ忠常が許したことだ⁽¹⁶⁾。

「叛逆」の意義

即ち、革命や脱退に焦点を当てるところか、将門と忠常はどちらも、朝廷の好意を取り戻すことに熱心だったようである。この事実は、彼らを無法者にした常陸と安房の国衙への運命的な攻撃のその後の行動に非常に異なる光を投げかける。つまり彼らは、その時点で見過ごせないほど深刻な罪を犯したことをよく分かっていて、そこからの最善の選択肢は、過度に驚異的になることで普通の犯罪者のように扱われえないようにすることだと判断したようである。即ち、後退できないので代わりに前進して、交渉する為の手ごわい相手という土台を確立しようとした。

このシナリオは決して屁理屈ではない。鎌倉幕府の創設者の源頼朝ですら1180年代に非常に似たようなことをしている。また、11世紀の変わり目に、将門と忠常の親族であった平維良も似たような事変を犯し、似たような戦略で罪を逃れた。

維良は将門の敵であった平貞盛の弟繁盛の孫であり、1003年の1月に下総の国衙を襲撃して焼いた。この事件についての詳細は不明であるが、朝廷は直ちに追討使を遣わした。しかし、維良の追討は、言うは易し行は難しの命令であった。犯人は8か月間以上捕獲を回避し、反乱はその間に上総、武蔵、そして下総

(15) 石母田正『古代末期政治史序説：古代末期の政治過程および政治形態』未来社、1964年参照。

(16) 『小右記』長元元年7月13日条、同7月15日条、同7月23日条、『応徳元年皇代記』長元3年秋条、野口実『坂東武士団の成立と発展』弘生書林、1982年、参照。

に広がり、やがて、維良は越後に逃げ、そこで数年間隠れていたようである。その間彼は繰り返し君主であった有力な藤原道長に扶助を求める控訴状を送った。ついに、1012年までに維良は犯罪に対してなんとか恩赦を得、陸奥の鎮守府將軍を務めた。その役職を1018年まで保持したが、国守との論争から辞任を余儀なくされた。4年後の1022年に亡くなるが、それでも、まだ朝廷の恩寵の中にあつたようである⁽¹⁷⁾。

頼朝と維良はどちらも国家権力に反抗する一線を越えても、帰り道を進むことができた。将門と忠常も、時間切れでなかったら、成功したかも知れない。

将門は、一連の小さな損失が彼の信頼を奪い、彼のかつての支持者のほとんどを中立又は脱走に追いやった。940年2月13日、平貞盛と藤原秀郷によって、下総国北東部の自宅近くで、残りの軍隊のほぼ半分と共に不意をつかれ闇討ちを食って殺された。

忠常の命運は更に教訓的である。彼に対して遣わされた最初の追討使であつた平直方は、将門のネメシスであつた平貞盛の曾孫（養子縁組による孫）であり、相模と伊豆でかなりの土地を所有していた偉い「都の武者」であつた。直方と忠常は、2世代前に始まった東国での競合する3つの平家系の間の継承された争いで対立していた。従つて、直方を追討使に任命することによって、朝廷はトラブルメーカーの私敵でありライバルを採用しようとし、つまり将門に対してと本質的に同じ戦略を選んだ⁽¹⁸⁾。

しかし今回は、この戦略は逆効果であつた。忠常は頑固に遺伝的な家敵との交渉を断り、直方は彼に降伏を強制することができなかった。結果として、1030年までに、2年間の戦闘は房総半島の3国全体に広がる破壊に他ならず、朝廷は直方の進捗の欠如に焦り始めていた。1030年7月に、朝廷は戦略を考え直して、直方を解雇した⁽¹⁹⁾。

直方の後任は将門の宿敵源経基の孫であり、河内源氏の祖先の源頼信であつた。藤原道兼と道兼の弟藤原道長の長年の家臣であつた頼信は、1028年の当初の追討使の審議でも屈指の候補であつたが、忠常と主従関係を築いていた為か却下された。この関係の主な証拠は、『今昔物語集』と『宇治拾遺物語』に伝えられている伝説である。この物語は1028年～1031年に起こつた「忠常の乱」を描写す

(17) 川尻秋生「下総国府を焼き打ちした平維良」『千葉史学』1992年参照。

(18) 福田豊彦「王朝軍制の機構と内覧」『岩波講座日本歴史4（古代）』岩波書店、1976年、同著者『東国兵乱とものふたち』吉川弘文館、1995年、野口実『坂東武士団』参照。

(19) 『小記目録』長元2年6月8日条、同長元3年7月8日条、『日本紀略』長元2年12月8日条、同長元3年9月2日条、『小右記』長元3年6月23日条、同長元3年9月6日条、『尊卑分脈』第3篇62頁。

ると主張するが、実際の出来事とは殆ど似ていない為、従来歴史家は純粋に架空のものとして却下する傾向があった。しかし近来、学者は1028年～1031年の有名な事件以前に、つまり多分頼信が常陸介を務めた11世紀の初めに、起こった事件で、おそらく事実に基づいていると主張している⁽²⁰⁾。もし頼信が実際に忠常と長年の主従関係を持っていたら、太政官の早期の拒否とその後の再考の両方がはるかに容易に理解できるようになる。しかしいずれにしても、頼信の任命は、政府の戦略の根本的な変革を示す。

忠常の没落への直方の個人的な関心は、間違いなく彼の戦いへの熱意に貢献しただろうが、同時に紛争を家族の名誉の問題にし、忠常を土壇場に追い込んだ。相手が現場での政府の指揮官であるかぎり、代々の敵への忌々しい降伏以外、忠常の唯一の選択肢は、朝廷にいる主君を通して直方の周りを操縦しつつ踏ん張ることであった。教道などがこれらの申し入れを受け入れず、そして直方が忠常を軍事的に滅ぼすことができないと判明すると、紛争は一見途方もなく、非常に破壊的な膠着状態に陥った。

根底にある問題は、過去1世紀間に東国の状況がどの程度変化したかを朝廷が完全に理解できなかったことのようなのである。つまり、忠常が安房国銜を襲撃したという知らせが首都に届いたとき、太政官はこの事件と939年の常陸国銜のに対する将門の攻撃との間の状況と機会の類似点を認識して、将門に対して成功した戦略、つまり家敵を利用すること、が再びうまくいくと想定したようである。が、将門は10世紀前半の世で比較的強力な武士であり在地の権力者だったが、その領域は下総にある2郡にしか及んでいなかった。しかし、11世紀半ばまでには、忠常のような在地領主は3つの国にわたって土地を所有し、勢力を行使することができた。しかも、敵との将門の喧嘩は個人的、地元的であり、歴史的な起源でなかったのに対して、忠常と直方との間の恨みは3世代を超え、東国全体と首都を巻き込んだライバル関係の産物であった。その結果、忠常に対する戦いが将門に対する戦いの10倍の長きにわたって続いたにもかかわらず、広範囲にわたる破壊しかもたらさなかった⁽²¹⁾。

ともかく、頼信に追討使を取り替えたことが膠着状態を終わらせるのに大いに役立った。つまり、直方を忠常の君主であったかもしれない頼信に置き換えることによって、朝廷は忠常に名誉も保存する脱出を、つまり忠常の子孫を必ずしも完全に追放しない降伏の手段を、提供した。その頃までには、忠常は法廷と同じ程に戦いにうんざりしていて、その機会を認識し、弓をほどいた。1031年4月、

(20) 『今昔物語』巻第25第9、『宇治拾遺物語』巻第11第4。野口実『坂東武士団』、福田豊彦『王朝軍制』参照。竹内理三、石井進、庄司浩、と川尻秋生も伝説の歴史的な価値を認める。

(21) 福田豊彦『東国兵乱』参照。

頼信は上総への最初の進出を準備していたが、忠常の息子2人と3人の従人が頼信の陣営に到着し、忠常が会いたいと伝えた。7月6日に、忠常が降伏したという旨の頼信からの報告書が京都に届いた⁽²²⁾。しかし首都に向かう途中で、忠常が病気になる世を去った。頼信は忠常の頭を斬り、このトロフィーを持って京都に向かって進み、6か月目の16日目に英雄として歓迎された⁽²³⁾。

結びに

ほんの1世代前の学問では、『源氏物語』や『枕草子』に現れる牧歌的な貴族と、『平家物語』などに見る頑丈な武士は、ほぼ完全に別々の世界を占めていた。キプリングの描写したように、東は東、西は西、両者相見えることはめったになかったと思われた。平安時代には、公家と地方武士は、まれに対峙し、お互いを軽蔑して、都と地方は、前者を支えた後者からの税金と年貢の細流を除いて、互いにほとんど独立して存在していたと考えられていた。

歴史家がかつて武士の出現を「封建制」の始まりと同一視していたが、より近年の研究は、平安後期の中央と地方の継続的な統合を強調する。武力は10世紀までに民営化されたり、分散されたりしたが、中央の政治的、経済的な権威と権力は持続された。平安初期から、朝廷が益々私的な武力を採用したが、その為にこそ、何世紀にもわたって軍事的、政治的階層は完全に違うものだった。騎士と封建領主が多かれ少なかれ並行して発生した中世ヨーロッパとは異なり、平安時代の日本は、堅強な都の公家の文民権威の下にあった。新興の部族軍長領主が入力できる権力の真空がなく、武者の封建革命を扇動する武士階級意識もほとんどなかった。確かに平安時代の武士の血統的、機関上の子孫が日本中世の統治者になったのではあるが、12世紀末までは、武士は公家と国家の敵ではなく、使用人であり続けた。

「武士」という存在が出現し、法執行と軍事防衛の機能を独占するようになったプロセスと、平安中期の武士の暴動を、注意深く見れば、この時代に発展した地元を支配する在地豪族への責任委任の拡大にもかかわらず、中央と地方の間の根底の結びつきがどれほど強いままであったかを見ることができる。地方事情に対処する行動の自由は、況や自律、ましてや自治とは同じではなかった。それは平安時代の武士自身が、まだそう考えられるようになっていなかったからである。

実際、源頼朝が1180年代に一時的に東国の独立を宣言する以前に、注目に値

(22) 『小記目録』長元4年4月25日条、同5月20日条、『左経記』長元4年4月28日条、同長元4年6月7日条、『日本紀略』同長元4年4月28日条、『平安遺文』# 640。

(23) 『小記目録』長元4年6月11日条、『左経記』長元4年6月7日条、同長元4年6月11日条、同長元4年6月12日条、同長元4年6月27日条、『日本紀略』同長元4年6月16日条、『扶桑略記』長元4年6月16日条、『百練抄』長元元年6月26日。

する規模の地方武士の真の「反乱」が日本に起こったかは疑問であろう。それ以前、強力な武士が道を踏みはずして中央権威に挑戦した度に、朝廷は、野心においてより保守的であり、成功に対する確率の評価においてより悲観的である仲間やライバルを探して、必ずや彼らを征服することができた。

したがって、通常は朝廷が凶暴化する武士と交渉する必要はなかった。平維良は国衙を攻撃した後、交渉して朝廷の恩寵の下に戻ることができたが、それは彼が問題を引き起こした地域を放棄し、東北に逃げた後でのみであった。その時点で、特に彼の君主である藤原道長の影響力を考えると、太政官はおそらく、彼を捕まえて罰することを目的としなかった。画期的な権力の奪取後、源頼朝も朝廷中心の国家の襍にすることに成功したが、それは彼が押収した自律領地が大規模であり、彼のタイミングの僥倖からである。結局のところ、権力者たちは、頼朝によりも頼朝の敵である平氏と源義仲に不満を持っていた。政府のチャンピオンとして頼朝の追討に遭わずよりも口当たりの良いオプションがなく、頼朝との和解はいくつかの悪のうちの小さい方であった。

けれども、惟良の様な物理的距離も、頼朝の様な多勢の腹心や絶好のタイミングも、将門と忠常の為には働かなかった。従って、彼らと交渉する説得力のある理由が中央政府に与えられなかった。残りの選択肢は降伏又は絶滅であり、忠常は前者を、将門は後者を選んだ。